

学校いじめ防止基本方針

宍粟市立一宮北小学校

1 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校など一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為によって、この行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめに対する基本姿勢

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 学校が果たすべきこと

- ① 自分で判断し、行動できる子どもの育成。
- ② 人や動植物など、周りのもの・ことを大切にできる子どもの育成。
- ③ 家庭・地域との連携、情報交換・すみやかな対応。
- ④ いじめの形態の把握と日常の子どもへの働きかけと観察。

(4) 家庭が果たすべきこと

- ① 人・もの・ことへの関わり方のもとを育む。
- ② 思いやりの心、命の大切さを日頃の会話や体験から身につける。
- ③ 信頼関係の源が築かれる。（共に悩み共に歩む）
- ④ 生活のルールづくりと実行力をつける。

(5) 地域が果たすべきこと

- ① 地域の子どもは地域で見守る。
- ② 大人やお年寄りと身近にふれあい活動ができる。
- ③ 各種団体との連携、経験から語る子育て支援。
- ④ 昨今のいじめの実態の理解と情報の提供。

2 いじめの未然防止

(1) 学校づくり

「友だちの良いところ見つけ」の設定

- ・児童朝会、全校終会での発表。

(見つけたときに児童会が設置している輝け下小っ子箱に入れる)

- ・集会活動中に見つけたことを紹介する。(自尊感情の醸成)

(2) 学級づくり

- ・朝の会、終わりの会における「友だちの良いところ見つけ」の設定。

- ・互いに評価し合う活動を通してわかり合うと共に自信につなげていく。

- ・子どもと接する時間の確保。

(3) 教職員がいじめに気づく力を高める

- ・事例研究を行い言葉や行動などから集団を見る視野を広げる。

- ・共感的に気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

(4) 啓発活動・支援

- ・ネット社会を通して起こり得るいじめや危険についてPTA推進部と連携した習会や講演会を実施する。

- ・いじめにあっている子どもが、家庭で見せる表情や言動、また、それらを感じたときの対処法などの支援を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 日々の観察とコミュニケーション

- ・登校後、教室に入ってきたときの様子(仕草・表情・服装・態度・しゃべり方)休み時間、昼休み、放課後の雑談の様子、机の配置等に目を配る。

- ・日頃から何気ない会話を大切に、言葉少ない児童には声かけを行う。

(アンテナが高いのではなく、発信してつかむソナーを持っておく)

- ・定期的な調査やチェックリスト(マニュアル参照)の活用。

(2) 発達段階に応じた集団を見る目を養う

- ・発達の個人差によるいじめの発生する場合への対応。

- ・グループの形成に始まるグループ内、グループ間の人間関係の把握。

(3) いじめ実態調査アンケートの活用

- ・実施時期や実施方法をよく検討してから行う。

(4) 通報・相談窓口の周知徹底

- ・ひょうごっ子悩み相談センター Tel 0120-783-111
- ・宍粟市家庭児童相談室 Tel 0790-63-1950
- ・宍粟市いじめ問題対策連絡協議会

4 いじめが起きた場合の対応

(1) 迅速な初期対応

- ・いじめ問題検討委員会での対応協議。
- ・いじめられている子ども・いじめを知らせてくれた子どもを守る。
- ・事実の把握と情報の共有。(保護者対応・複数での対応と連携)

(2) 修復するまでの継続的な対応

- ・継続的な観察。
- ・教育相談、手紙、家庭訪問等でその後の様子を把握する。
- ・カウンセラーや関係機関と連携を取りながら心のケアに努める。
- ・起きた経緯を検証し、再発防止・未然防止に役立てる。

(3) 重大事態への対処

① 重大な事態とは

- ・いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより学校に在籍する児童が長期にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 対応

- ・教育委員会に相談・報告 → 市長への報告 → 調査の実施
- ・子どもの安全確保、学習権の保障、心のケア、保護者への説明、情報の提供
- ・プライバシーの保護、再発防止策
- ・事実関係の解明、情報提供、調査結果の報告

5 いじめ問題に対応するための校内体制

(1) 校内組織

① 職員会で児童の様子について全職員で共通理解する時間を確保する

- ・日頃の様子や気になる事について情報交換を行い、共通理解を図り全職員で関わる体制づくり。

② いじめ問題検討委員会（校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭）

- ・学期に1回定期的に委員会を開く。
- ・いじめの事案が発生したときにはその対応を即時協議する。

（2）教育相談の体制

- ・定期的なスクールカウンセラーとの相談。（毎月1回来校）
- ・悩みを相談しやすい体制と懇切丁寧なかかわり。

（3）研修会・学習会への参加

- ・職員の早期発見できるための能力やその対応、未然防止のための学級経営等研修会へ参加する。
- ・児童や保護者にとってためになる外部講師を招聘し、講演会・学習会を実施する
- ・市のマニュアル等の資料を活用した校内研修、カウンセリングマインド研修等に参加し、対応能力の向上を図る。